第3節 不当労働行為事件の審査

1 概 要

令和4年中の不当労働行為事件の新規申立て件数は6件で、取扱件数は前年からの繰越し3件と合わせて9件である。そのうち1件が終結(却下)し、8件が翌年への繰越しとなった。

当委員会では、審査期間の目標を「1年3月以内」としている。令和4年中の終結事件の処理日数は、673日となっており、目標期間を超える結果となった。

(1) 不当労働行為事件の取扱件数

(単位:件)

7 个目が関行為事件の収扱件数 (単位					(手位・干)			
\ 区	分			30年	元年	2 年	3年	4年
係属事	前年からの繰越し			3 (0)	1 (0)	2 (0)	3 (1)	3 (0)
	新規申立て			1 (0)	2 (0)	2(1)	3 (0)	6 (1)
件	合 計		4 (0)	3 (0)	4(1)	6 (1)	9 (1)	
	取下	取	下げ	1				
終	げ・	和	無関与					
	和解	解	関 与	1		1	1	
結	命	全	部救済	1				
事	令		部救済				2	
	決	棄	却					
件	定	却	下		1			1
	合 計		3	1	1	3	1	
翌年への繰越し			操越し	1	2	3	3	8

(注)・() は合同労組からの申立てであり、内数である。

(2) 終結事件の平均処理日数

(単位:日)

							(十匹・口)
年 区 分		30年	元年	2 年	3年	4年	
取下げ・和解	取下げ		4 4 3				
	和解	無関与					
		関与	482		4 1 8	183	
命令・決定	全部救済		266				
	_ :	部救済				562	
	棄	却					
	却	下		3 6 1			673
総	平	均	3 9 7	3 6 1	4 1 8	4 3 6	673

2 不当労働行為事件一覧

_ Z 个 i	ヨカ側竹為事件一見					
事件番号	業種等	法7条 該当号	救済申立内容	申立て 審査の実施状況 終 結 処理日数	担	旦 当
2 (不)	業種:公務 従業員数:1,579名	1, 3	 3回の重要命令の撤回 3回の職務命令の撤回 	申立て 2.11.30 調査9(4)回	公	村上 舩越
2			3 分限体職命令の撤回	却下 4.10.3	労	山崎
			4 謝罪文の交付及び掲示	673日	/5	海老原
			- 1010104:04140040444			濱
					使	熱田
						酒寄
						伊藤
3	業種:教育、学習支	1, 3	1 懲戒処分の取消し及び	申立て 3.8.4	公	石井
(不)	援業		賃金補償	調査6 (5) 回	労	山崎
2	従業員数:494名		2 謝罪文の掲示			海老原
						永富
					使	天野
	NII oo NII		(-A			酒寄
3	業種:サービス業	1	1 組合員の定年後再雇用	申立て 3.11.5	公	沼田
(不)	従業員数:850名		期間終了後の雇用及び賃	調査5(5)回	労	平野
3				4(不)1 中共 7 4 4 97	使	永富
			2 謝罪文の交付及び掲示 3 命令履行の文書報告	4(不)1 申立て 4.4.27 4(不)2 申立て 4.5.18	便	熱田 髙橋
			3 即刊烟门07人音報口	4(不)4申立て4.8.25		平川
4	 業種 : サービス業	2	1 謝罪文の交付及び掲示	4(7)4 中立(4.0.25		 /11
(不)	() 従業員数:850名	2	2 命令履行の文書報告	併合 4.6.21		
1	pencycy, coo p			3 (不) 3、4 (不) 1、		
4	 業種:サービス業	1	1 組合員の定年後再雇用	4 (不) 2		
(不)	従業員数:850名		期間終了後の雇用及び賃			
2			金補償	併合 4.9.20		
			2 謝罪文の交付及び掲示	4 (不) 4		
			3 命令履行の文書報告			
4	業種:サービス業	1	1 組合員の定年後再雇用			
(不)	従業員数:850名		期間終了後の雇用及び賃			
4			金補償			
			2 謝罪文の交付及び掲示			
			3 命令履行の文書報告	++		~ II.
4	業種:医療、福祉	1	1 懲戒処分の撤回	申立て 4.5.23	公	石井
(不)	従業員数:385名		2 元職復帰及び賃金減額	調査2(2)回	労	平野
3			の撤回		使	太田 天野
					义	不野 平川
						 /

4	業種:医療、福祉	1, 2, 3	1 別組合との差別待遇の	申立て 4.10.21	公	舩越
(不)	従業員数:1,070名		解消	調査0(0)回		山下
5			2 組合員に対する差別待		労	太田
			遇の解消			濱
			3 新設の手当制度によっ		使	酒寄
			て生じた従来支給額との			伊藤
			差額の支払			
			4 労働者代表選挙の公正			
			な実施			
			5 謝罪文の掲載			
4	業種:運輸業、郵便	1	1 原職復帰及びバックペ	申立て 4.12.9	公	沼田
(不)	業		1	調査0(0)回		末告
6	従業員数:160名		2 謝罪文の掲載		労	海老原
						濱
					使	髙橋
						天野

- (注)・ 業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し、記載した。
 - ・ 従業員数は申立て時点における概数である。
 - ・ 審査の実施状況の欄中、調査△ (□) 回は、申立てからの通算実施回数を△回、 令和4年中の実施回数を (□) 回と表示している。
 - ・ 処理日数は、申立てから終結までの通算日数である。